



第30回 定時株主総会 招集ご通知

【株主の皆様へのご案内】

◎新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、当日のご来場をお控えいただき、事前に書面（郵送）またはインターネットで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

◎議決権を事前行使のうえ、当日のご来場自粛にご協力いただきました株主様には、QUOカード（500円分）を贈呈いたします。

◎株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによる株主様限定のライブ配信を行うとともにご視聴画面からのテキストメッセージの投稿を受け付けます。

（詳しくは、本招集ご通知2ページをご参照ください。）

株主総会終了後の株主懇談会の開催はございません。
また、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

日 時

2021年6月18日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場 所

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート17階 当社本社会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

株式会社 ティーガイア

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

第30期（2020年4月1日～2021年3月31日）の定時株主総会を2021年6月18日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第30期のティーガイアグループの現況等および株主総会の議案についてご説明申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

2021年5月

代表取締役社長 **金治 伸隆**



企業理念



TGビジョン ～わたしたちの目指す姿～

- 新たなコミュニケーションの提案を通じ、お客様に感動・喜び・安心を提供します。

TGミッション ～わたしたちの使命～

- 社員とその家族を大切にし、働く喜びを実感できる企業であり続けます。
- ビジネスパートナー・地域社会・株主と強い信頼関係を築き、ともに発展し続けます。
- リーディングカンパニーとして、変化を先取りし、新たなビジネスに挑戦し続けます。

TGアクション ～わたしたちの行動指針～

- 「ありがとう」を超えるサービスを追求します。
- 情熱とスピード感を持ち、積極果敢に挑戦します。
- コミュニケーションを大切にし、風通しの良い職場をつくります。
- 多様性を尊重し、最高のチームワークを実現します。
- プロフェッショナルとして日々の自己研鑽に努めます。
- いかなるときも高い倫理観に基づき誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

目 次

■ 第30回定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	5
■ (ご参考) 取締役・監査役の選任基準および独立性の基準	20
■ (ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する取組の概要	23
■ 事業報告	25
■ 連結計算書類	52
■ 計算書類	55
■ 監査報告	58

・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

・監査役および会計監査人は上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しています。

・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト上に修正後の事項を掲載させていただきます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.t-gaia.co.jp/>

株 主 各 位

(証券コード 3738)
2021年5月31日
東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
株式会社ティーガイア
代表取締役社長 金 治 伸 隆

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の株主総会は、新型コロナウイルス感染症への感染リスクを可能な限り低くするため、昨年に引き続き、座席数を大幅に減らしたうえで、当社本社での開催とさせていただきます。また、パソコンやスマートフォンを用いて株主総会の様子をご視聴いただける株主様限定のライブ配信を実施いたします。

つきましては、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使のうえ、株主総会ライブ配信のご視聴をご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2021年6月17日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）		
2 場 所	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート17階 当社本社会議室 (最終ページの「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)		
3 会議の目的事項	報告事項	1. 第30期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第30期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役の報酬額改定の件	

以 上

＜株主の皆様へのお願いとご案内＞

- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
 - ・株主総会終了後の株主懇談会の開催はございません。
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面（郵送）またはインターネット（スマートフォンからも可能です）により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
 - ・2021年6月17日（木曜日）午後5時45分までに議決権を事前行使（弊社にて議決権行使書の到着またはインターネットでの行使の完了を確認できたものを対象とし、議案の賛否は問いません）のうえ、当日のご来場自粛にご協力いただきました株主様には、QUOカード（500円分）を贈呈いたします。
 - ・株主の皆様との対話に向けた新しい取り組みとして、ご自宅等で株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主総会当日にインターネットによる株主様限定のライブ配信を行うとともに、ご視聴画面からテキストメッセージを投稿していただくことができます。
なお、ライブ配信によるご視聴は、会社法に定める出席には該当いたしません。また、投稿いただいたテキストメッセージも会社法上の株主総会の質問には該当いたしません。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
詳細につきましては、本通知に同封しております「**第30回定時株主総会における議決権の事前行使およびインターネットによるライブ配信に関するご案内**」をご覧ください。
 - ・ご出席される株主様におかれましては、マスクのご着用、アルコール消毒液による手指の消毒、および検温等の感染防止措置の実施にご協力をお願い申し上げます。これらの感染防止措置にご協力いただけない場合や、発熱が確認された方または体調不良と見受けられる方につきましては、総会会場へのご入場をお断りさせていただくことがございます。
 - ・感染予防のため、昨年同様に総会会場の座席間隔を十分に確保しており、会場の座席数が大きく減少しております（定員30名）。定員を超えた場合には、当日総会会場にお越しいただいてもご入場いただけない場合がございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。
 - ・当社役員につきましては、一部の役員のみ会場にて出席し、その他役員は別室からのオンラインによる出席とさせていただきます。また、会場内の登壇役員および運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- 今後の状況により株主総会の開催、運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.t-gaia.co.jp/>）にてお知らせいたします。ご来場される場合には、事前に必ず最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート17階 当社本社会議室

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月17日（木曜日）午後5時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は次ページをご覧ください。

行使期限 2021年6月17日（木曜日）午後5時45分まで

〈機関投資家の皆様へ〉

（株）ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
(QRコードは株主様ごとに異なります。)



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ

- 1 インターネットでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

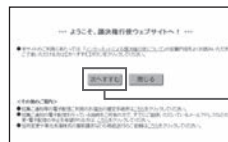
☎ 0120 (652) 031

受付時間 9:00～21:00

パソコンの場合

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにごアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要課題と考えており、連結配当性向30%以上を目標として、当期の業績および将来の事業展開等を勘案して行うこととしております。

なお、当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金37円50銭

配当総額2,090,067,525円

なお、当期は1株につき金37円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金額は、前期と同額の金75円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日

第2号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。
つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席回数	取締役在任年数
1	かな じ のぶ たか 金 治 伸 隆 (61歳) 重 任	代表取締役社長執行役員社長	12／12回	8 年
2	こん だ つよし 近 田 剛 (58歳) 重 任	取締役副社長執行役員 (㈱クオカード代表取締役社長)	12／12回	6 年
3	いし だ まさ と 石 田 将 人 (60歳) 重 任	取締役副社長執行役員CSO 人事・総務、法務、経営企画、 渉外担当	10／10回	1 年
4	すが い ひろ ゆき 菅 井 博 之 (60歳) 新 任	副社長執行役員CFO 主計・財務、精算、リスク管理、 物流担当	—	—
5	かし き かつ や 樫 木 克 哉 (54歳) 重 任	取締役	10／10回	1 年
6	あさ ば としや 浅 羽 登志也 (59歳) 重 任 社 外 独 立	社外取締役	12／12回	5 年
7	で ぐち きょう こ 出 口 恭 子 (55歳) 重 任 社 外 独 立 女 性	社外取締役	12／12回	5 年
8	かま た じゅん いち 鎌 田 淳 一 (67歳) 重 任 社 外 独 立	社外取締役	12／12回	3 年
9	もろ ほし とし お 諸 星 俊 男 (67歳) 重 任 社 外 独 立	社外取締役	10／10回	1 年

(注) 1. 各氏の年齢は、本総会開催日現在のものです。
2. 石田将人氏、樫木克哉氏および諸星俊男氏は、2020年6月29日（第29回定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる取締役会の回数が他の重任取締役候補者と異なっております。

候補者番号

1

かな じ
金 治

のぶ たか
伸 隆

(1960年3月18日生) 61歳

重 任

■所有する当社株式数

7,980株

■2020年度取締役会出席回数

12/12回 (100%)

■取締役在任年数

8年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月	住友商事㈱入社
1988年 6 月	同社サウジアラビア駐在
2001年 8 月	米国住友商事会社（ニューヨーク）
2005年 4 月	Presidio STX, LLC（米国）社長
2007年10月	住友商事㈱ネットビジネス事業部長
2008年10月	同社モバイル＆インターネット事業部長
2013年 6 月	当社社外取締役
2014年 4 月	当社取締役副社長執行役員管理第一本部長
2015年 4 月	当社取締役副社長執行役員コーポレート戦略本部長
2016年 4 月	当社取締役副社長執行役員スマートライフ事業本部長兼ソリューション事業本部およびネットワーク事業本部分掌
2017年 4 月	当社代表取締役社長執行役員社長（現任）
2017年12月	㈱クオカード取締役（現任）
2020年 6 月	（一社）全国携帯電話販売代理店協会代表理事会長（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって情報通信分野に携わり、2013年以降、当社の取締役として各営業部門からコーポレート部門に至るまで当社のさまざまな部門を統括し、2017年4月からは、当社の業務執行の最高責任者である執行役員社長としてリーダーシップを発揮しています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

こんだ
近田

つよし
剛

(1963年3月13日生) 58歳

重任

■所有する当社株式数

1,900株

■2020年度取締役会出席回数

12/12回(100%)

■取締役在任年数

6年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年4月	住友商事㈱入社
1992年7月	上海住友商事（中国）機電部長
2003年10月	Sumitomo Corporation Equity Asia Limited（香港）社長
2010年4月	住友商事㈱新規投資部長
2013年4月	同社投資開発部長
2014年8月	同社投資開発部長兼通信事業部長
2015年4月	同社総合モバイル事業部長
2015年6月	当社社外取締役
2016年4月	当社取締役専務執行役員コーポレート戦略本部長兼中国事業推進部長
2017年4月	当社取締役専務執行役員コーポレート戦略本部長兼業務改革推進部長
2017年12月	当社取締役専務執行役員（㈱フオカード代表取締役社長）
2019年4月	当社取締役副社長執行役員（㈱フオカード代表取締役社長）（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって情報通信産業分野の事業開発や、新規事業に対する投資開発に関与し、2015年以降、当社の取締役として当社の重要な業務執行の意思決定に深く携わり、2017年からは、㈱フオカード代表取締役社長としてその手腕を発揮しています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

い し だ
石 田

ま さ と
將 人

(1960年12月1日生) 60歳

重 任

■所有する当社株式数

700株

■2020年度取締役会出席回数

(2020年6月29日就任以降の回数)

10/10回 (100%)

■取締役在任年数

1年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4 月	住友商事㈱入社
2001年 4 月	SMS Construction & Mining Systems Inc. (カナダ) 社長
2007年 4 月	住友商事㈱建設機械第三部長
2011年 4 月	同社建設機械事業本部長
2015年 4 月	同社執行役員欧阿中東CIS総支配人補佐（アラブ首長国連邦） 兼中東支配人兼中東住友商社会社社長
2018年 4 月	同社常務執行役員欧阿中東CIS総支配人（英国）兼欧州住友商事ホールディング会社会長
2020年 4 月	当社副社長執行役員CSO人事・総務、法務、経営企画、渉外担当
2020年 6 月	当社取締役副社長執行役員CSO人事・総務、法務、経営企画、渉外担当（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、住友商事㈱において、カナダにおける建設機械・鉱山機械の販売代理店社長、建設機械事業本部長、中東支配人等を経て、常務執行役員として欧阿中東CIS総支配人を務め、2020年6月からは、当社において取締役副社長執行役員CSO人事・総務、法務、経営企画、渉外担当を務めています。これらによって培った企業経営、マネジメント分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

すが い
菅井

ひろ ゆき
博之

(1961年2月6日生) 60歳

新任

■所有する当社株式数

一株

■2020年度取締役会出席回数

—

■取締役在任年数

—

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 住友商事㈱入社
2001年5月 米国住友商事会社（ニューヨーク）
2009年11月 中国住友商事グループ 財務・経理グループ長（上海）
2013年11月 住友商事㈱メディア・生活関連経理部長
2017年4月 同社主計部長
2019年4月 同社執行役員コーポレート部門財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（経理担当）兼主計部長
2021年4月 当社副社長執行役員CFO主計・財務、精算、リスク管理、物流担当（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、住友商事㈱において、長年にわたって、財務会計関連業務に携わり、メディア・生活関連経理部長、主計部長等を経て、執行役員コーポレート部門財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（経理担当）兼主計部長を務め、2021年4月からは、当社において副社長執行役員CFO主計・財務、精算、リスク管理、物流担当を務めています。これらによって培った財務会計分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

候補者番号

5

かしき
榎木

かつや
克哉

(1966年6月28日生) 54歳

重 任

■所有する当社株式数
一株

■2020年度取締役会出席回数
(2020年6月29日就任以降の回数)
10/10回 (100%)

■取締役在任年数
1年

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月	住友商事㈱入社
1994年 1 月	同社イスラマバード事務所長付（パキスタン）
2004年 9 月	同社モスクワ事務所 IT & Telecom Unit（ロシア連邦）
2005年 2 月	ZAO Prestige Internet（ロシア連邦）Director, Market & Business Development
2012年 6 月	CIS 住友商事会社（ロシア連邦）Director, ICT Business Division
2018年 4 月	住友商事㈱ スマートインフラ事業部長
2020年 4 月	同社スマートプラットフォーム事業本部長（現任）
2020年 6 月	当社取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

同氏は、住友商事㈱において、スマートインフラ事業部長を経て、現在はスマートプラットフォーム事業本部長を務めています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

あさ ば と し や
浅羽 登志也 (1962年6月12日生) 59歳

重 任

社 外

独 立

■所有する当社株式数
400株

■2020年度取締役会出席回数
12/12回 (100%)

■取締役在任年数
5年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年 4 月	(株)リクルート入社
1995年 4 月	(株)インターネットイニシアティブネットワーク技術部長
1996年 3 月	IJ America Inc. Director
1997年 9 月	インターネットマルチフィード(株)取締役技術部長
1998年10月	(株)クロスウェイコミュニケーションズ技術企画部長
1999年 6 月	同社取締役
1999年 6 月	(株)インターネットイニシアティブ取締役Co-CTO
2004年 6 月	同社取締役副社長（2009年6月退任）
2004年 6 月	エヌ・ティ・ティレゾナント(株)取締役
2008年 6 月	(株)IJイノベーションインスティテュート代表取締役
2012年 4 月	(株)ストラトスフィア代表取締役
2015年 6 月	(株)IJイノベーションインスティテュート取締役（現任）
2015年 6 月	ガイアラボ(同)代表社員（現任）
2016年 6 月	当社社外取締役（現任）
2017年11月	(一社)日本品質管理学会代表理事副会長
2018年12月	(株)パロング監査役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、長年にわたって日本のインターネットの立ち上げとサービスの構築に携わり、また、IT関連企業等においてCTOや代表取締役を務めるなど、ITのスペシャリストおよび経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、上記の広範な知識・経験に基づく外部的視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、2009年6月まで、当社の取引先である(株)インターネットイニシアティブの業務執行者でありましたが、退任から11年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結営業収益および当社連結売上高のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

招 集
こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

候補者番号

7

で
ぐち
出口

きょう
こ
恭子

(1965年12月12日生) 55歳

重任

社外

独立

女性

■所有する当社株式数

900株

■2020年度取締役会出席回数

12/12回 (100%)

■取締役在任年数

5年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年 4 月	ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社
1998年 2 月	ディズニー・ストア・ジャパン(株)プランニングシニアディレクター
1999年 2 月	同社シニアファイナンスディレクター
2001年 3 月	日本G E プラスチックス(株)取締役CFO
2004年 4 月	Janssen Pharmaceutica (現Ortho Neurologics) (米国) プロダクト・ディレクター
2005年 9 月	Janssen-Cilag Pty Ltd. (オーストラリア) 消化器領域・疼痛・OTC事業部門本部長
2007年 1 月	ヤンセンファーマ(株)マーケティング本部副本部長
2009年 8 月	日本スライカー(株)取締役グローバルマーケティングバイスプレジデント
2012年 1 月	同社代表取締役社長
2013年 3 月	(株)ベルシステム24専務執行役社長室長兼経理財務本部管掌 (2014年 1 月退任)
2014年 3 月	アッヴィ(同)社長
2014年 7 月	日本スキー場開発(株)社外取締役 (現任)
2015年 2 月	医療法人社団色空会最高執行責任者
2015年 4 月	ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授 (現任)
2016年 3 月	クックパッド(株)社外取締役 (2018年 3 月退任)
2016年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2017年 8 月	医療法人社団色空会副院長
2019年 6 月	(株)NHKテクノロジーズ社外取締役 (現任)
2020年 1 月	Heartseed(株)社外取締役 (現任)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、長年にわたって多岐にわたる事業法人においてファイナンス業務に携わり、また、CFOや代表取締役を務めるなど、ファイナンスのスペシャリストおよび経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。同氏には、上記の広範な知識・経験に基づく外部的視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、2014年 1 月まで、当社の取引先である(株)ベルシステム24の業務執行者でありましたが、退任から7年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結売上収益および当社連結売上高のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

同氏は、2018年 3 月まで、当社の取引先であるクックパッド(株)の社外取締役でありましたが、退任から3年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結売上収益および当社連結売上高のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

候補者番号

8

か ま た
鎌 田

じ ゅ ん い ち
淳 一

(1953年11月28日生) 67歳

重 任

社 外

独 立

■所有する当社株式数

1,300株

■2020年度取締役会出席回数

12/12回 (100%)

■取締役在任年数

3年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年 4 月	日立金属㈱入社
1992年 1 月	HMT Technology Inc. (米国) CFO
1999年 5 月	LET Inc. (フィリピン) 管理部長
2000年11月	Hitachi Metals America (米国) 副社長兼CFO
2005年 1 月	日立金属㈱人事総務部長
2008年 4 月	同社事業役員経営企画室長
2011年 4 月	同社事業役員配管機器カンパニープレジデント
2014年 4 月	同社事業役員常務 Hitachi Metals America (米国) 社長兼CEO
2015年 6 月	同社取締役
2018年 6 月	当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、日立金属㈱において、人事総務部長、経営企画室長、取締役等を歴任し、長年にわたって経営の中枢に携わり、企業経営のスペシャリストおよび経営者として広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。同氏には、上記の広範な知識・経験に基づく外部的視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■社外取締役候補者に関する特記事項

同氏が2015年6月から2018年6月まで取締役を務めていた日立金属㈱において、同氏の同社取締役在任期間中に製造された一部製品について検査成績書への不適切な数値の記載等の不適切な行為が行われていたことが、2021年1月に公表された調査報告書において判明いたしました。なお、同氏は、同社の取締役在任中に当該事実の発生を認識しておりませんでした。日頃から同社の取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行ってまいりました。また、前記調査報告書において、取締役会等の場で当該不適切な行為についての正確な情報共有はなかったとされております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

9

もろ ほし
諸星

とし お
俊男 (1953年 8月24日生) 67歳

重 任

社 外

独 立

■所有する当社株式数
一株

■2020年度取締役会出席回数
(2020年6月29日就任以降の回数)
10/10回 (100%)

■取締役在任年数
1年

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1976年 4 月	富士通㈱入社
1998年 6 月	Fujitsu PC Corporation（米国）社長兼CEO
2004年 6 月	Fujitsu Computer Systems Corporation（現 Fujitsu America Inc.）（米国）社長兼CEO
2005年10月	富士通㈱経営執行役（2007年 6 月退任）
2007年 7 月	EMC ジャパン㈱ 代表取締役社長兼EMC Corporation（米国）副社長
2012年 1 月	日本NCR㈱代表取締役社長CEO 兼NCR Corporation（米国）北アジア地区代表（2015年 2 月退任）
2015年 5 月	安川情報システム㈱（現 ㈱YE DIGITAL）代表取締役社長
2018年 3 月	日本ペイントホールディングス㈱社外取締役（現任）
2018年 8 月	ウイングアーク1st㈱社外取締役（現任）
2020年 6 月	当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、富士通㈱において、海外子会社の社長等を経て、経営執行役として経営の中枢に携わり、その後も多くのIT企業において代表取締役社長を務めるなど、長年にわたってITビジネスの推進および企業経営に携わり、ITビジネスのスペシャリストおよび経営者としての広範な知識と経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、上記の広範な知識・経験に基づく外部的視点からの業務執行の監督や助言を期待しております。

■社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、2007年 6 月まで、当社の取引先である富士通㈱の業務執行者でありましたが、退任から13年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結売上収益および当社連結売上高のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

同氏は、2015年 2 月まで、当社の取引先である日本NCR㈱の業務執行者でありましたが、退任から6年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社売上高および当社連結売上高のいずれも0.3%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2021年5月12日）の情報を記載しております。ただし、各候補者の年齢は、本総会開催日時点の情報を、所有する当社株式数は、2021年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 浅羽登志也氏、出口恭子氏、鎌田淳一氏および諸星俊男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 浅羽登志也氏、出口恭子氏、鎌田淳一氏および諸星俊男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって浅羽登志也氏が5年、出口恭子氏が5年、鎌田淳一氏が3年、諸星俊男氏が1年となります。
5. 当社は、樫木克哉氏、浅羽登志也氏、出口恭子氏、鎌田淳一氏および諸星俊男氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に規定する金額としており、5氏の重任が承認された場合は、5氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料の全額を会社が負担しており、各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれる予定であります。また、次回更新時には現契約と同程度の内容での更新を予定しております。
7. 浅羽登志也氏、出口恭子氏、鎌田淳一氏および諸星俊男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は4氏を独立役員として同取引所に届け出ております。4氏の重任が承認された場合は、当社は引き続き4氏を独立役員として指定する予定であります。
8. 近田剛氏、石田将人氏および菅井博之氏は、当社の親会社である住友商事㈱からの出向者であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		
1	蒲	俊郎
	(1960年9月10日生) 60歳	

- 重 任
- 社 外
- 独 立

■所有する当社株式数
5,000株

■2020年度取締役会出席回数
12/12回 (100%)

■2020年度監査役会出席回数
12/12回 (100%)

■監査役在任年数
8年(本総会終結時)

■略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1993年 4 月	弁護士登録
2003年 6 月	城山タワー法律事務所設立代表弁護士（現任）
2005年 4 月	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
2006年 3 月	ガンホー・オンライン・エンターテイメント(株)社外監査役（現任）
2007年 8 月	(株)ケイプ社外監査役
2010年 4 月	桐蔭法科大学院法科大学院長
2013年 6 月	当社社外監査役（現任）
2014年 6 月	学校法人桐蔭学園理事
2015年 3 月	(株)ピアラ社外監査役（現任）
2015年 6 月	一般財団法人東京都営交通協力会理事（現任）
2017年 4 月	(株)J.Score社外監査役（現任）
2019年 8 月	(株)ケイプ社外取締役（監査等委員）
2021年 4 月	桐蔭法務研究支援センター長（現任） 桐蔭横浜大学法学研究科客員教授（現任）

■社外監査役候補者とした理由

同氏は弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験と見識を有し、更にIT・インターネット分野においても深い見識を有しております。また、2013年からは、当社の社外監査役として適切な監査を実施いただいております。これらの経験と見識を、経営全般の監視と適正な監査活動に生かしていただく観点から、引き続き社外監査役候補者としてしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

2

きた がわ
北川

てつ お
哲雄

(1961年8月17日生) 59歳

重任

社外

独立

■所有する当社株式数
一株

■2020年度取締役会出席回数
12/12回 (100%)

■2020年度監査役会出席回数
12/12回 (100%)

■監査役在任年数
4年(本総会最終時)

■略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)

1985年 9 月 青山監査法人入社
1989年 3 月 公認会計士登録
2002年 7 月 中央青山監査法人代表社員
2006年 9 月 あらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人) 代表社員
同法人化学・医薬・産業資材監査部リーダー
同法人リスク管理・コンプライアンス室独立性管理グループリーダー
2013年 7 月 日本公認会計士協会倫理委員会副委員長
2014年 8 月 あらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人) 退職
2016年 6 月 当社社外監査役(現任)
2017年 6 月 金融庁 公認会計士・監査審査会 公認会計士試験試験委員(現任)
2017年12月 大王製紙㈱社外取締役(現任)
2019年 6 月

■社外監査役候補者とした理由

同氏は公認会計士として財務・会計分野に精通し、豊富な経験と見識を有しております。また、2017年からは、当社の社外監査役として適切な監査を実施いただいております。これらの経験と見識を、経営全般の監視と適正な監査活動に生かしていただく観点から、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点(2021年5月12日)の情報を記載しております。ただし、各候補者の年齢は、本総会開催日時点の情報を、所有する当社株式数は、2021年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 蒲俊郎氏および北川哲雄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 蒲俊郎氏および北川哲雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会最終の時をもって蒲俊郎氏が8年、北川哲雄氏が4年となります。
5. 当社は、蒲俊郎氏および北川哲雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する金額としており、両氏の重任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料の全額を会社が負担しており、各候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められる予定であります。また、次回更新時には現契約と同程度の内容での更新を予定しております。
7. 蒲俊郎氏および北川哲雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の重任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

うえ の たもつ
上野 保 (1968年11月18日生) 52歳

社 外

独 立

■所有する当社株式数
一株

■略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1994年 4 月	弁護士登録 元木・上野法律会計事務所入所（現任）
2011年 4 月	大宮法科大学院大学教授
2013年 4 月	(一財)東京都営交通協力会評議員（現任）
2014年 4 月	桐蔭法科大学院教授
2014年 6 月	(公財)日本セーリング連盟監事（現任）
2015年 4 月	桐蔭法科大学院客員教授
2018年 9 月	東京大学法科大学院非常勤講師（現任）

■補欠の社外監査役候補者とした理由

同氏は、長年にわたって弁護士として活躍し、特に破産・事業再生の分野に精通しています。これらによって培った法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であると判断し、当社の補欠監査役候補者となりました。なお、同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 本株主総会参考書類は、作成時点（2021年5月12日）の情報を記載しております。ただし、候補者の年齢は、本総会開催日時時点の情報を、所有する当社株式数は、2021年3月31日時点の情報を記載しております。
2. 上野保氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 上野保氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 当社は、上野保氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する金額とします。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料の全額を会社が負担しており、候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれる予定であります。また、次回更新時には現契約と同程度の内容での更新を予定しております。
 6. 上野保氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2019年6月19日開催の第28回定時株主総会において年額2億7,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。

2020年よりガバナンス強化を目的に独立社外取締役の員数を3名から4名へ増員したことに加え、昨今の社外取締役に期待される役割の拡大や当社が中長期的に企業価値を向上するために必要とされる人財の確保ならびに今後の更なるガバナンス強化のための人数増の可能性も鑑み、取締役の報酬額の総額のうち、内数である社外取締役の報酬額を増額し、取締役の報酬額を年額2億7,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内）と改めさせていただきますと存じます。

本報酬額改定は、本招集ご通知43ページに記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

以 上

（ご参考）取締役・監査役の選任基準および独立性の基準

取締役・監査役の選任基準および独立性の基準については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、以下のとおり定めております。

1. 取締役**(1) 選任基準**

取締役については、TG ビジョン（わたしたちの目指す姿）「新たなコミュニケーションの提案を通じて、お客様に感動・喜び・安心を提供します」、TG ミッション（わたしたちの使命）並びにTG アクション（わたしたちの行動指針）から成る企業理念を深く理解し、当社グループの持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上に向けた迅速かつ適切な意思決定が行える、以下のような人材を候補者とする。

① 取締役（社内）

取締役（社内）は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を兼ね備えたものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

② 社外取締役

社外取締役は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、業務執行の監督および出身分野や企業経営における広範な知識・経験に基づく外部的視点からの助言が行えるものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

(2) 独立性の基準

次の各項目のいずれにも該当しない場合に社外取締役は独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社、当社の連結子会社および持分法適用会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者であるもの、または過去において業務執行者であったもの
- ② 当社の親会社・兄弟会社の取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの、または過去10年間に於いて当社の現在の親会社・兄弟会社の取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であったもの
- ③ 当社グループを主要な取引先とするもの、またはその業務執行者、または過去3年間に於いて業務執行者であったもの（主要な取引とは、取引先の直近の事業年度における年間総売上高の2%以上の取引）
- ④ 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者、または過去3年間に於いて業務執行者であったもの（主要な取引とは、当社グループの直近の事業年度における年間連結総売上高の2%以上の取引）
- ⑤ 当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供するもの（但し、当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体に属するもの）、または過去3年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑥ 当社グループの主要借入先もしくはその業務執行者であるもの（主要な借入とは直近の事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資しているもの）、または過去3年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑦ 当社の主要株主もしくはその業務執行者であるもの、または過去5年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑧ 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けているもの（但し、当該寄付を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体の業務執行者であるもの）、または過去3年間に於いてこれに該当していたもの
- ⑨ 当社の会計監査人またはその社員等として当社グループの監査業務を担当しているもの、または過去3年間に於いて当該社員等として当社グループの監査業務を担当していたもの
- ⑩ 当社が現在主要株主である会社の取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの
- ⑪ 当社グループから取締役もしくは監査役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、執行役または執行役員であるもの
- ⑫ 当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当するものの二親等以内の親族であるもの、または過去3年間に於いて、当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当したものの二親等以内の親族であるもの
- ⑬ 上記②から⑩のいずれかに掲げるもの（但し、重要な地位にあるものに限る）の二親等以内の親族であるもの
- ⑭ 当社の社外取締役として任期が8年を超えているもの
- ⑮ 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有しているもの

2. 監査役

(1) 選任基準

監査役については、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力、業務上の専門的知識とマネジメント経験を持ち、当社グループの持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上に資すると判断されるものを候補者とし、国籍・性別等は問わない。特に独立社外監査役については、法律・会計・企業経営等における高度な専門知識と豊富な経験を有するものを候補者とする。

(2) 独立性の基準

次の各項目のいずれにも該当しない場合に社外監査役は独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社、当社の連結子会社および持分法適用会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者であるもの、または過去において業務執行者であったもの
- ② 当社の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの、または過去10年間において当社の現在の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であったもの
- ③ 当社グループを主要な取引先とするもの、またはその業務執行者、または過去3年間において業務執行者であったもの（主要な取引とは、取引先の直近の事業年度における年間総売上高の2%以上の取引）
- ④ 当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者、または過去3年間において業務執行者であったもの（主要な取引とは、当社グループの直近の事業年度における年間連結総売上高の2%以上の取引）
- ⑤ 当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供するもの（但し、当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体に属するもの）、または過去3年間においてこれに該当していたもの
- ⑥ 当社グループの主要借入先もしくはその業務執行者であるもの（主要な借入とは直近の事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資しているもの）、または過去3年間においてこれに該当していたもの
- ⑦ 当社の主要株主もしくはその業務執行者であるもの、または過去5年間においてこれに該当していたもの
- ⑧ 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けているもの（但し、当該寄付を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2%以上の団体の業務執行者であるもの）、または過去3年間においてこれに該当していたもの
- ⑨ 当社の会計監査人またはその社員等として当社グループの監査業務を担当しているもの、または過去3年間において当該社員等として当社グループの監査業務を担当していたもの
- ⑩ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの
- ⑪ 当社グループから取締役もしくは監査役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員であるもの
- ⑫ 当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当するものの二親等以内の親族であるもの、または過去3年間において、当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当したものの二親等以内の親族であるもの
- ⑬ 上記②から⑩のいずれかに掲げるもの（但し、重要な地位にあるものに限る）の二親等以内の親族であるもの
- ⑭ 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有しているもの

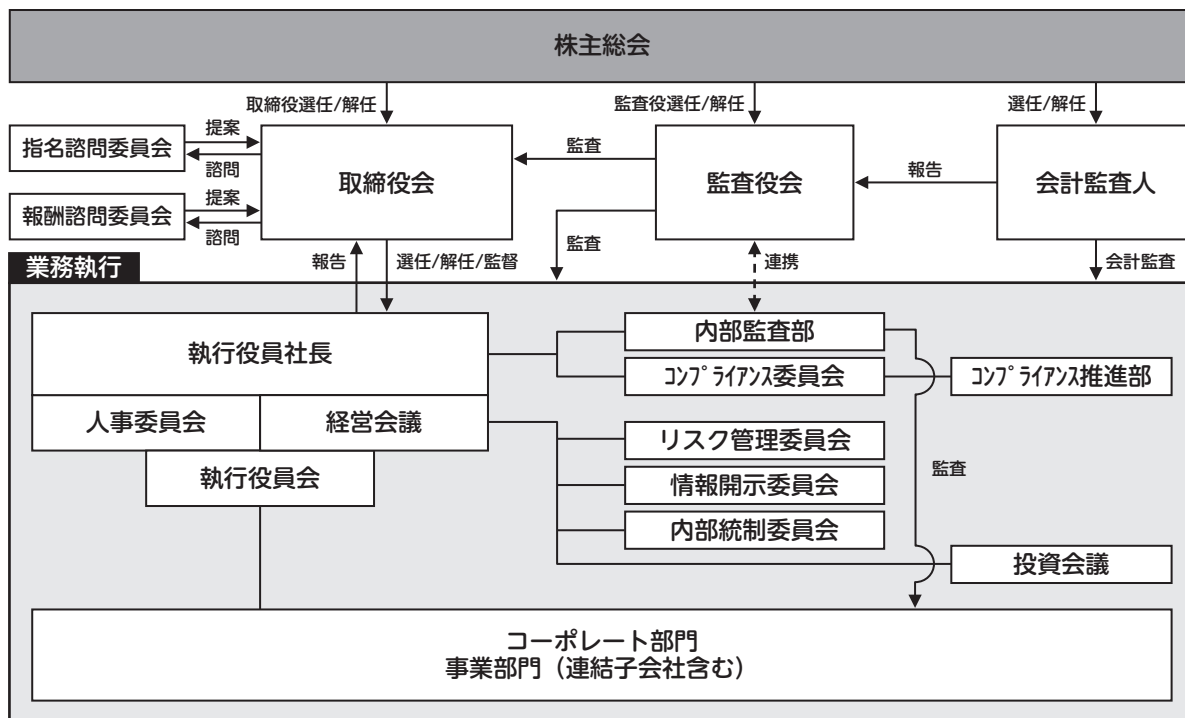
（ご参考）コーポレート・ガバナンスに関する取組の概要（2021年3月31日現在）

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業活動を律する枠組みとして捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えており、これらのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を「コーポレート・ガバナンス基本方針」として定め、当社ウェブサイトで開示しております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の向上」の両面から、制度的枠組みを整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】

【模式図】



【取締役会】

取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督しております。取締役会は、社外取締役4名を含む全取締役9名（内、独立役員4名）で構成され、全監査役4名（内、独立役員2名）も出席し、毎月1回定時取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営を実現しております。

【監査役会】

当社の監査役4名のうち、社外監査役は2名（内、独立役員2名）であり、職歴や経験、専門的な知識等を生かして適法性の監査に留まらず、公正・中立な立場から経営全般に関する助言を行っております。

監査役会は、原則として月1回開催され、監査役4名が協議・報告等を行っております。また、監査役が、取締役会等をはじめとする社内の重要会議に出席し、経営方針の決定状況および取締役の職務執行状況を監視する体制となっております。更に監査役は内部監査部および会計監査人との連携を適宜図り、意見交換および情報交換を通じて内部統制体制の強化に努めております。

【指名諮問委員会／報酬諮問委員会】

当社は、経営の透明性を高めるべく、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会および報酬諮問委員会は、社外取締役、代表取締役および代表取締役社長が指名する取締役から構成され、委員は取締役会にて決定しております。なお、各委員会を構成する委員は、社外取締役が過半数を超えております。

指名諮問委員会は、取締役および上席執行役員以上の執行役員の選任・解任案を、報酬諮問委員会は取締役および執行役員の報酬案等を取締役会に対し提案することを目的としております。

指名諮問委員会は、取締役または上席執行役員以上の執行役員の選任・解任を決議する取締役会の招集前に開催しております。但し、委員によって課題が提起された場合には、必要に応じて都度開催しております。報酬諮問委員会は、取締役または執行役員の報酬額等を決議する取締役会の招集前に開催しております。但し、委員によって課題が提起された場合には、必要に応じて都度開催しております。

指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員の構成は下記のとおりであり、現任の委員の2020年度における委員会出席率は100%です。

委員の構成（※は委員長）（2021年3月31日現在）

全委員6名

社内取締役2名	金治 伸隆（※）	樫木 克哉		
社外取締役4名	浅羽 登志也	出口 恭子	鎌田 淳一	諸星 俊男

【取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会全体の実効性について、取締役および監査役に対するアンケートを実施し、第三者機関によって客観的な分析を行っております。また、その結果を踏まえ、取締役会メンバーにてディスカッションを行うことで、取締役会全体の自己評価を実施し、機能向上を図っております。なお、2019年度においては、取締役会の自己評価を実施した結果、当社の取締役会は適切に機能し、実効性を有していると判断しております。2020年度の結果については、本総会後に当社ウェブサイト（<https://www.t-gaia.co.jp/>）に掲載予定です。

(添付書類)
事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度(2020年4月～2021年3月)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」といいます。)の影響により、依然として厳しい状況にあります。感染症の拡大による社会経済活動への影響が内外経済を下振れさせるリスクおよび金融資本市場の変動等には、引き続き留意する必要があるものと考えられます。

当社グループ(当社、連結子会社および持分法適用会社)の主な事業分野である携帯電話等販売市場では、感染症の拡大により2020年4月に一度目の緊急事態宣言が発令され、店舗では時短営業や休業および一部業務の取扱制限等の措置が講じられました。その後、同宣言の解除に伴い、同年6月以降、店舗は順次通常営業に戻りました。

なお、2021年1月に発令された二度目の緊急事態宣言においては、時短営業や休業等の対象事業に該当しておらず、当社業績への影響は軽微でした。当社は、引き続きお客様に安心してご来店いただけるよう、事前予約制をはじめとした感染症対策を継続してまいります。

一方で、通信事業者はポイントサービスやコンテンツの充実、スマートフォンを利用した決済サービスを通じて、長期的な顧客基盤の維持・拡大に、引き続き注力しております。2020年9月には、各通信事業者の5G(第5世代移動通信システム)商用サービスが出そろい、同年12月には日本電信電話㈱により㈱NTTドコモの完全子会社化がなされました。また、政府による更なる通信料金の値下げ要請に対応した新料金プランおよびオンライン専用プランのサービス提供が開始されるなど、引き続き競争環境に大きな変化が起こっております。

このような事業環境下、当社は2020年11月2日付で、㈱富士通パーソナルズの携帯電話等販売事業を承継するパーソナルズモバイル事業分割準備㈱(同日に㈱TFモバイルソリューションズへ商号変更。以下、「TFM」といいます。)の全株式を取得し、連結子会社としました。さらに、2021年2月1日を効力発生日として同社を吸収合併しております。引き続き業界No.1のポジションを堅持し、サービスの高度化・生産性の向上を図ってまいります。

当社グループの当連結会計年度の携帯電話等販売台数（以下、「販売台数」といいます。）は、357万台と前期を下回りました。

第3四半期連結会計期間（2020年10月～12月）以降、TFMの子会社化も寄与し、販売台数は増加傾向にありましたが、第1四半期連結会計期間（2020年4月～6月）における、感染症拡大に伴う販売台数減の影響を補うには至りませんでした。

売上高については、販売台数の減少および携帯電話端末の平均販売価格が前期に比べ下落した影響を受けましたが、売上総利益をはじめ各段階利益においては、ソリューション事業および決済サービス事業他の好調を受け前期を上回りました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における業績につきましては、売上高4,508億63百万円（前期比4.9%減）、営業利益140億50百万円（同2.4%増）となりました。さらに、営業外収益にカード退蔵益59億26百万円（同10.4%増）を計上した結果、経常利益198億1百万円（同3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益130億42百万円（同3.3%増）となりました。当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は次のとおりであります。

【モバイル事業】

モバイル事業においては、上述した理由により販売台数は前期を下回りましたが、第4四半期連結会計期間（2021年1月～3月）においては、通信事業者各社が新料金プランを発表したことなどにより、市場が活性化しました。TFMの子会社化により新たに加わった店舗では、当社独自の商材の販売を開始するなど、統合シナジーも発揮し始めております。

また、第1四半期連結会計期間において通信事業者から感染症対策に関連した特別支援を受けたこと、および年度を通じて販売費及び一般管理費を抑制できたことにより、利益への影響を最小限に留めることができました。

この結果、売上高は3,554億68百万円（前期比9.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は73億26百万円（同6.3%減）となりました。

【ソリューション事業】

法人向けモバイルソリューションにおける販売台数は、TFMの子会社化の影響もあり前期を大きく上回りました。

また、働き方改革によるICT投資の追い風に加え、感染症の拡大が企業のテレワーク導入を前倒しさせる要因となっております。当社グループでは、パソコンまで含めたスマートデバイスの調達・提案、導入支援から、環境構築、保守、運用、アップデートまでの一連のライフサイクルを管理・サポートするLCM（Life Cycle Management）事業を強化するなど、引き続き企業がICT化を進めることで顕在化した社会ニーズに応えております。

固定回線系商材においては、独自ブランドの光アクセスサービス「TG光」の再卸先・顧客に対するサポート品質の向上、システム導入による業務効率化に引き続き取り組み、法人顧客の累計回線数は引き続き堅調に増加しました。

一方で、持分法適用会社においては、一過性の損失を計上しました。

この結果、売上高は323億45百万円（前期比7.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億35百万円（同9.1%増）となりました。

【決済サービス事業他】

決済サービス事業他においては、在宅時間が増えたことで、ゲームや音楽・動画配信等の様々なデジタルコンテンツの需要は引き続き高い水準にあり、関連するギフトカード・PIN商材の取扱高が前期に比べ増加しました。また、当社販路のコンビニエンスストアでは、リモートワークに必要なイヤホンマイクやUSBケーブルの販売が引き続き好調に推移しました。

その他の新規事業に関しては、小学生向けICTスクールのオンライン開校、eスポーツ事業のオンラインイベント開催など、感染症に対応した新たな形式での取り組みに引き続き注力しました。

海外での決済サービス事業においては、シンガポールでのギフトカード事業およびハウスカード事業が底堅く推移しました。ベトナム進出についても引き続き準備中です。

連結子会社である㈱クオカードでは、「QUOカード」および「QUOカードPay」が自治体等による医療従事者支援等を中心に引き続き多数採用され、発行高が前期に比べ増加しました。「QUOカードPay」は、飲食・ドラッグストア・ファッション等の新たな業態を中心に、順調に加盟店を拡大しております。

この結果、売上高は630億50百万円（前期比18.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は37億80百万円（同24.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社および連結子会社の設備投資の総額は41億7百万円で、その主なものは次のとおりであります。

【モバイル事業関連】

モバイル事業関連では、携帯電話端末等のさらなる販売強化の一環として、主に全国の携帯電話販売ショップの改装・調度品の購入代金等に総額6億20百万円投資いたしました。

【システム関連】

営業システムの導入・強化、システムインフラ整備等に30億57百万円投資いたしました。

【その他】

太陽光パネル設備・事務所改装・什器備品の入替等に4億28百万円投資いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金70億円、長期借入金240億円の調達を実施いたしました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年2月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である㈱TFモバイルソリューションズと吸収合併を行い、同社が営んでおりました携帯電話等販売事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

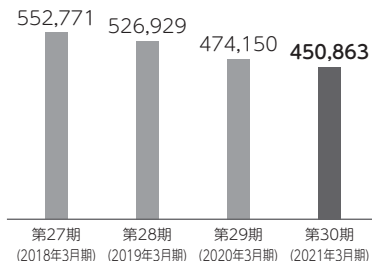
⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年11月2日をもって、㈱富士通パーソナルズの携帯電話等販売事業を承継するパーソナルズモバイル事業分割準備㈱（同日に㈱TFモバイルソリューションズへ商号変更。2021年2月1日に上記⑥のとおり、同社を吸収合併。）の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

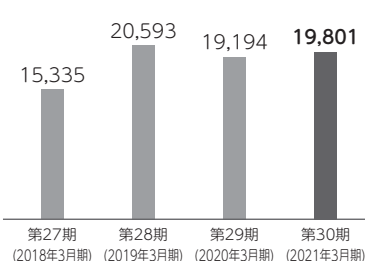
売上高

(単位：百万円)

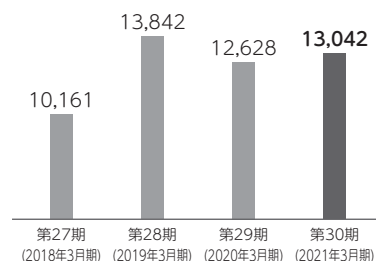


経常利益

(単位：百万円)

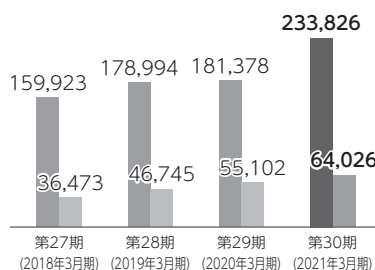


親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



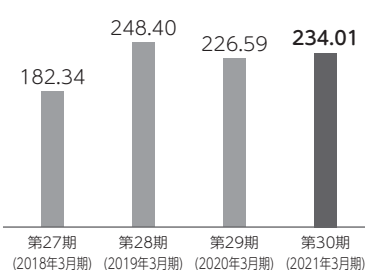
総資産/純資産

(単位：百万円)



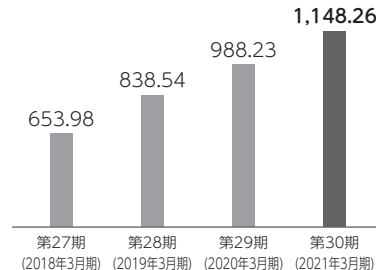
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区 分	第27期 (2018年3月期)	第28期 (2019年3月期)	第29期 (2020年3月期)	第30期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	552,771	526,929	474,150	450,863
経常利益 (百万円)	15,335	20,593	19,194	19,801
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	10,161	13,842	12,628	13,042
1株当たり当期純利益 (円)	182.34	248.40	226.59	234.01
総資産 (百万円)	159,923	178,994	181,378	233,826
純資産 (百万円)	36,473	46,745	55,102	64,026
1株当たり純資産額 (円)	653.98	838.54	988.23	1,148.26
自己資本比率 (%)	22.8	26.1	30.4	27.4
自己資本利益率 (%)	30.9	33.3	24.8	21.9

（第27期）モバイル事業では、新機種の発売や新たな料金プランと廉価版端末等の提供による販売台数の増加と、光回線サービスやセキュリティ関連コンテンツ、スマートフォン関連商材の提供等、付加価値提案力を高め、収益性向上に取り組んだ結果、売上高および営業利益は増加いたしました。ソリューション事業では、法人向けモバイルソリューションにおいて業務効率化につながるスマートデバイスの導入・活用方法を提案したこと、固定回線系商材において新たなパートナー企業の発掘や既存再卸先の育成等の販売力強化に取り組んだ結果、売上高および営業利益は増加いたしました。決済サービス事業他では、商品構成の変化に加え既存販路の再編により取扱高は減少いたしました。また、海外事業においては底堅く推移いたしました。この結果、売上高は5,527億71百万円、経常利益は153億35百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は101億61百万円となりました。

（第28期）モバイル事業では、販売台数は前期を下回り、売上高は減少いたしました。利益面においては、お客様一人当たりの販売単価の上昇や光回線をはじめとした各種サービスやセキュリティ関連のコンテンツ・アクセサリー等のスマートフォン関連商材の提供を通じて収益性の向上に取り組んだ結果、親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。ソリューション事業では、企業の積極的なICT投資の追い風を受け、業務効率化につながるスマートデバイスの導入・活用方法を積極的に提案したことにより、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。決済サービス事業他では、大手販路と新たにギフトカード商材の取引を開始したことにより、取扱高は増加いたしました。また、海外事業においては取扱高が伸長しております。連結子会社である㈱クオカードではデジタル版QUOカード「QUOカードPay」の早期サービス開始により一過性の費用を期末に計上し、営業減益となりました。また、営業外収益にカード退蔵益を計上した影響等により、親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。この結果、売上高は5,269億29百万円、経常利益は205億93百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は138億42百万円となりました。

（第29期）モバイル事業では、改正電気通信事業法の施行に伴う料金プラン・販売方法の変更や端末代金の値引きに上限が設定されたことなどにより、販売台数は前期を下回り、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は減少しました。ソリューション事業では、企業の積極的なICT投資の追い風を受け、業務効率化につながるスマートデバイスの導入・活用方法を積極的に提案したことにより、販売台数は前期を上回り、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。決済サービス事業他では、コンビニエンスストア等の既存販路の再編による影響が終息し、また、大手販路と新たにギフトカード商材の取引を開始したことなどにより、前期に比べ取扱高が増加し、売上高は増加いたしました。連結子会社である㈱クオカードでは、デジタル版QUOカード「QUOカードPay」の発行拡大を図るためのキャンペーン実施や加盟店拡大に伴い販売費及び一般管理費が大幅に増加したことにより、営業減益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は減少いたしました。この結果、売上高は4,741億50百万円、経常利益は191億94百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は126億28百万円となりました。

（第30期）1. (1) ①「事業の経過および成果」に記載のとおりです。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
住友商事(株)	219,781百万円	41.89%	携帯電話等の販売および管理業務等において取引があります。

(注) 当社の筆頭株主である住友商事(株)は当社に対する議決権の割合が50%以下であるものの、当社取締役会の構成員の過半数が住友商事(株)の出身者で構成されていることから、実質支配力基準により、当社の親会社に該当しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)クオカード	1,810百万円	100.00%	カード(プリペイド式等)の発行・精算業務 カードおよびカード関連機器の販売ならびに保守業務
日本ワムネット(株)	200百万円	97.52%	デジタルコンテンツのネットワーク・マネージメント・サービスプロバイダ、FAXサーバソフトウェアの開発・販売

(4) 対処すべき課題

① 経営戦略

当社は2021年5月7日に「中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）」を発表いたしました。ありたい姿を「豊かな未来のために価値を創造し続ける企業グループへ」とし、事業を通じ社会的問題を解決することで企業価値を高めてまいります。

【中期経営計画】

中期経営計画では、事業を限りなく拡大するという思いを込めて「TG Universe（ティーガニア内のエコシステム）の実現」を経営戦略として掲げました。この経営戦略は、宇宙のように拡大していくイメージを円で表現しています。「人×技術」を円の中心とし、内輪に「Edge Enabler」ビジネス（当社の名前は前面に出さずに個人・法人間、法人・法人間にある境界をとりもつ黒子ビジネス）、外輪に「Unique Branded Service Provider」ビジネス（自らブランドを掲げて独自のサービスを提供するビジネス）という2つの成長ドライバーを描きました。

そして、当社が事業活動を通じて解決すべき重要課題として、8つのマテリアリティを特定しました。

当社は「TG Universe」と8つのマテリアリティを掲げ、3年後には全体収益を拡大するとともに、ソリューション事業、決済サービス事業を特に伸ばし、モバイル事業への依存度を低減する事業ポートフォリオへと変革してまいります。さらに、既存の3事業に加え、ESG、SDGsに貢献する4本目の柱となる新たな事業創出に向けて積極的に挑戦してまいります。

※ 中期経営計画の説明資料および説明動画は、当社ウェブサイトの「会社情報＞中期経営計画」に掲載しております。

<https://www.t-gaia.co.jp/company/plan.html>

② 重要課題（マテリアリティ）

8つのマテリアリティは、各事業の戦略策定やビジネスの意思決定プロセスにおける重要な要素と位置付けております。全ての事業活動を通じて、社会が抱える課題を解決することで、グループ全体の成長を目指してまいります。

1～4：TG Universeを実現するための経営戦略上の重要事項

<u>1.多様性の尊重と人財育成の推進</u> ・多様性が生む創造力 ・多様な価値観に応える人事制度 ・プロフェッショナル人財の育成	<u>2.ICTの徹底活用</u> ・ICTの手の内化 ・業務改革による生産性の向上 ・お客様の豊かなくらしの実現
<u>3.Enablerパワーアップ</u> ・エコシステムの強化 ・変化を先取りした機能の提供 ・携帯ショップの更なる高度化	<u>4.新事業に挑戦する企業文化の醸成</u> ・挑戦を生み出す組織・制度の構築 ・成長ドメインへの積極的な投資 ・ユニークなブランドの創出

5～8：上段の経営戦略を下支えする重要事項

<u>5.顧客・取引先との協働による持続的な発展</u> ・お客様満足度の向上 ・取引先との更なる関係強化 ・課題の傾聴と適切な提案	<u>6.地域社会の一員として共通価値を創造</u> ・ビジネスを通じた地域社会との共生 ・ICT教育によるデジタルデバйд解消 ・地域社会での重要なアクセスポイント機能
<u>7.環境問題・気候変動への積極的な取り組み</u> ・地球の環境負荷低減に貢献 ・再生可能エネルギー事業の推進 ・当社ネットワークを活用した災害時の支援	<u>8.コーポレートガバナンスの高度化</u> ・コンプライアンスの順守徹底 ・グループガバナンスの強化 ・情報開示の充実

③ 各事業の取り組み

中期経営計画初年度となる今年度の事業別の取り組み事項は以下のとおりであります。

【モバイル事業】

当社グループは、感染症の影響やオンライン専用プランの提供開始により、キャリアショップの役割や意義が問われるなか、販売代理店として質・量ともにNo.1を堅持し、キャリアショップの「存在価値」を高めてまいります。

具体的には、感染症等による環境・市場変化に対応し、お客様のご要望に沿った利用価値提案を行うことで、お客様満足度を向上させるとともに、お客様との継続的な関係の強化に取り組んでまいります。積極的な教育投資、戦略的な店舗投資は引き続き行い、取り扱い商材を拡充してまいります。

また、出張販売等の取り組み強化により販売機会の創出を図ってまいります。

【ソリューション事業】

当社グループは、LCM事業とエッジコンピューティングなどの新事業領域のサービスを拡充することで、法人モバイルだけでなく、ネットワーク・インフラ構築も含めたICT運用管理に係るトータルサポートを提供してまいります。

また、顧客接点の強化と拡大を行うとともに、当社グループ内および出資先との連携を強化し、「movino star」、「TG光」等の独自サービスの更なる拡大にも取り組んでまいります。

【決済サービス事業他】

当社グループは、引き続きゲームを中心としたオンラインサービス向けのPIN・ギフトカードの取扱高増加を図るとともに、非ゲーム分野（動画コンテンツなど）の需要に対応した新商材を投入してまいります。

また、当社が保有しているデジタルコード配信サーバを活用し、連結子会社である㈱クオカードと共同して、法人向けの販売を強化いたします。㈱クオカードでは、引き続き「QUOカードPay」の加盟店拡大、発行拡大に取り組んでまいります。

その他事業においては、eスポーツ、ICT教室、再生可能エネルギー電力事業などESGに対応した新たなビジネスへの取り組みを強化してまいります。

④ ワークスタイル

当社グループでは、全社員がワクワクしながら働ける環境づくりを実現し、社員とその家族を大切にする会社であり続けることを理念に掲げ、様々な取り組みを行っております。

【社員一人ひとりの働き甲斐と働きやすさの追求】

当社グループの根幹を成す「人財」の育成を重要な経営戦略と位置づけ、プロフェッショナル人財の育成等研修の更なる拡充を図っております。また、副業の承認範囲拡大・社内FA・社内公募等社員のモチベーションアップに繋がる制度の拡充や社員間のコミュニケーションを活性化させる各種施策の充実にも力を入れております。

【ダイバーシティ&インクルージョンの実現】

当社グループの持続的成長と新たな価値創出のためには、人財の多様性が重要であると考え、ダイバーシティ&インクルージョン推進に積極的に取り組んでおります。具体的には、女性活躍を推進するための各種施策・制度の拡充や障がい者が長く勤務できる職場環境の整備、LGBT対応に則した規程等の整備、健康経営に沿った各種支援制度の充実等に取り組んでおります。

【時間と場所を問わない多様な働き方】

ワークライフバランスの充実や心身の健康維持・増進、ES(従業員満足度)ならびに生産性の向上を目的に、ペーパーレス化等による業務改革の推進やテレワークによる業務環境の更なる充実、スーパーフレックス制度やフリーアドレス等柔軟な勤務形態・職場環境の充実に取り組んでおります。

⑤ コンプライアンス

当社グループは、平素より法令および社内規程の遵守、倫理維持といったコンプライアンスを業務遂行上最重要事項の一つと位置付けています。引き続き、コンプライアンスに関する研修の充実や社内SNSの活用等を通じて啓発活動を行い、リスクの早期発見と対応に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
モバイル事業	コンシューマ向け携帯電話等の通信サービスの契約取次、携帯電話等の端末および関連商材の販売等
ソリューション事業	法人顧客向け携帯電話およびソリューションサービス等の契約取次・販売、ネットワークマネジメントサービス事業等、固定回線サービスの契約取次・提供等
決済サービス事業他	PIN販売システムを利用した電子マネーの流通事業、ギフトカード販売事業、プリペイドカード事業、海外事業等

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
西日本支社 大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
東海支社 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号
九州支社 福岡県福岡市博多区祇園町7番20号
北海道支店 北海道札幌市中央区大通西八丁目2番地
東北支店 宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
新潟支店 新潟県新潟市中央区上所一丁目1番24号
長野支店 長野県長野市栗田991番地1
北陸支店 石川県金沢市広岡三丁目1番1号
中国支店 広島県広島市中区中町8番12号
四国支店 香川県高松市番町一丁目1番5号

② 子会社

(株)クオカード 本社 東京都中央区日本橋本町二丁目4番1号
日本ワムネット(株) 本社 東京都中央区新川一丁目5番17号

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,088名	998名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者の年間平均人員2,193名（前連結会計年度比38名増）は含んでおりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて998名増加したのは、主として買収等によるもの、ならびに当社の臨時雇用者を正社員登用したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,181名	286名増	38.1歳	9.5年

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者の年間平均人員2,066名（前事業年度比32名減）は含んでおりません。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて286名増加したのは、主として買収等によるもの、ならびに当社の臨時雇用者を正社員登用したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
(株) 三井住友銀行	8,437
(株) みずほ銀行	8,437
三井住友信託銀行(株)	3,937
(株) 三菱UFJ銀行	1,312

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 56,074,000株
- ③ 株主数 18,269名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友商事(株)	23,345,400株	41.89%
光通信(株)	5,516,500株	9.90%
(株)UH Partners 2	5,516,500株	9.90%
(株)UH Partners 3	2,727,200株	4.89%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	1,781,000株	3.20%
(株)日本カストディ銀行（信託口）	926,800株	1.66%
ティーガイア従業員持株会	880,100株	1.58%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	513,300株	0.92%
SMBC日興証券(株)	512,100株	0.92%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS- MARGIN (CASHPB)	444,900株	0.80%

（注）持株比率は、自己株式338,866株を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年6月19日開催の第28回定時株主総会において、当社の社外取締役および親会社からの派遣取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与および株主価値の共有を目的とした報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。

これを受け、2020年6月29日開催の取締役会において、譲渡制限株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月28日に当社普通株式2,961株の自己株式の処分（当社執行役員分を含む）を実施しております。なお、当社の取締役に交付した譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	263株	1名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	金 治 伸 隆	執行役員社長 (一社)全国携帯電話販売代理店協会代表理事会長
取 締 役	多 田 総 一 郎	副社長執行役員CFO 主計・財務、精算、情報システム、 リスク管理、物流担当
取 締 役	近 田 剛	副社長執行役員（㈱ワオカード代表取締役社長）
取 締 役	石 田 將 人	副社長執行役員CSO 人事・総務、法務、経営企画、渉外担当
取 締 役	樫 木 克 哉	住友商事㈱スマートプラットフォーム事業本部長
取 締 役	浅 羽 登 志 也	ガイアラボ(同)代表社員
取 締 役	出 口 恭 子	医療法人社団色空会副院長 日本スキー場開発㈱社外取締役
取 締 役	鎌 田 淳 一	
取 締 役	諸 星 俊 男	日本ペイントホールディングス㈱社外取締役 ウイングアーク1st㈱社外取締役
常 勤 監 査 役	奥 谷 直 也	
常 勤 監 査 役	橋 本 良	
監 査 役	蒲 俊 郎	城山タワー法律事務所代表弁護士 ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱社外監査役 桐蔭法科大学院法科大学院長 ㈱ピアラ社外監査役
監 査 役	北 川 哲 雄	公認会計士 大王製紙㈱社外取締役

- (注) 1. 2020年6月29日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、取締役宮下真弘氏および取締役川瀬浩一氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役出口恭子氏は、2021年3月31日付で医療法人社団色空会副院長を退任いたしました。
3. 監査役蒲俊郎氏は、2020年8月28日付で㈱ケイブ社外取締役（監査等委員）を、2021年3月31日付で桐蔭法科大学院法科大学院長をそれぞれ退任いたしました。

4. 2021年4月1日付の取締役の地位および担当の異動は以下のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後
多 田 総一郎	取締役副社長執行役員CFO 主計・財務、 精算、情報システム、リスク管理、物流担当	取締役

5. 取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏、取締役鎌田淳一氏および取締役諸星俊男氏の4氏は、社外取締役であります。
6. 監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の2氏は、社外監査役であります。
7. 常勤監査役奥谷直也氏、常勤監査役橋本良氏および監査役北川哲雄氏の3氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役奥谷直也氏は、中小企業診断士の資格を有しております。
 - ・常勤監査役橋本良氏は、長年にわたり親会社である住友商事㈱において経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役北川哲雄氏は、公認会計士の資格を有しております。
8. 当社は、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏、取締役鎌田淳一氏、取締役諸星俊男氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 各社外取締役および各社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
10. 当社と取締役榎木克哉氏、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏、取締役鎌田淳一氏および取締役諸星俊男氏の5氏ならびに常勤監査役奥谷直也氏、常勤監査役橋本良氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する金額としております。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当社取締役会は、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、ならびに報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

役位に応じた役割期待を踏まえた固定額とする。

b. 業績連動等に関する方針

単年度の業績向上等を意識させる短期インセンティブとして、親会社株主に帰属する全社連結当期純利益ならびに担当部門の当期純利益の定量評価と役位に応じた役割貢献と全社貢献度についての定性評価の両方を総合的に評価し、その達成度に応じて報酬額を決定する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な業績向上を後押しする仕組みとして、譲渡制限付株式報酬を導入。個人別評価に基づき、役位ごとの業績連動報酬の標準額を超えた金額に対し、20%プレミアムを付けて株式を付与する。

d. 報酬等の割合に関する方針

固定報酬の割合は全体の約70%程度、業績連動報酬および株式報酬（譲渡制限付株式報酬）を合わせて全体の約30%程度とする。なお、親会社からの派遣取締役の報酬は、固定報酬および業績連動報酬、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

毎年6月に報酬諮問委員会を開催し個人ごとの評価を実施し報酬案を策定、同月の取締役会に上程し決議する。なお、固定報酬、業績連動報酬は月額固定にて毎月支給、株式報酬は毎年7月に付与する。

f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会の任意の諮問機関として代表取締役、社外取締役から構成する報酬諮問委員会を設置し、報酬諮問委員会において報酬等の方針決定、業績評価および個人別の報酬額案の策定ならびに評価制度に関する課題およびその対応策について審議を行い、その結果を取締役会に提案する。取締役会は、報酬諮問委員会の答申を受けて株主総会で承認された内容および金額の範囲内で役員の報酬を決定する。

なお、上記方針のうち、cおよびdについては、2021年度以降、下記のとおり変更しております。

c. 非金銭報酬等に関する方針

株主目線の経営を意識させる長期インセンティブとして、役位に応じた役割期待を踏まえ役位ごとに一定数の株式を付与する（譲渡制限付株式報酬）。

d. 報酬等の割合に関する方針

役位ごとの基準テーブルを策定し役位ごとの総報酬額に対し、固定報酬の割合は全体の約60%程度、業績連動報酬は全体の約30%程度、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）は全体の約10%程度とする。なお、親会社からの派遣取締役の報酬は、固定報酬および業績連動報酬、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとする。

□. 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、取締役の職務執行を監督する独立的な立場という観点から、固定報酬からなる月額報酬としており、その支給額、算定方法および配分等については、監査役の協議により株主総会で承認いただいた範囲内で決定しております。

ハ. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	154百万円 (27)	110百万円 (27)	42百万円 (一)	0百万円 (一)	8名 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	52 (12)	52 (12)	— (一)	— (一)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	207 (39)	163 (39)	42 (一)	0 (一)	12 (6)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、2020年3月期の実績は12,628百万円であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益が、当社グループの企業価値ならびにモチベーションの向上を図るインセンティブとして明確な指標となると判断しているからであります。また、業績連動報酬の額の決定方法は、親会社株主に帰属する当期純利益の額ならびに各取締役の業績等に対する貢献度を踏まえ決定しております。

3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月19日開催の第28回定時株主総会において年額2億7,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2019年6月19日開催の第28回定時株主総会において、取締役（社外取締役および親会社からの派遣取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬限度額を年額3,000万円以内（使用人分給与は含まない。）とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（付与対象外の社外取締役および親会社からの派遣取締役を除く。）は1名です。

5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第17回定時株主総会において年額7,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

6. 当事業年度末の人員は、取締役9名（うち社外取締役4名）、監査役4名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年6月29日開催の第29回定時株主総会で退任した取締役2名を含み、無報酬の取締役3名が存在していることによるものであります。

③ 社外役員の当事業年度における主な活動状況
イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数 /開催回数	出席率 (%)	出席回数 /開催回数	出席率 (%)
取締役 浅羽 登志也	12/12	100.0	—	—
取締役 出口 恭子	12/12	100.0	—	—
取締役 鎌田 淳一	12/12	100.0	—	—
取締役 諸星 俊男	10/10	100.0	—	—
監査役 蒲 俊郎	12/12	100.0	12/12	100.0
監査役 北川 哲雄	12/12	100.0	12/12	100.0

(注) 各社外取締役および各社外監査役の出席回数および出席率は、それぞれの在任期間中に開催された取締役会または監査役会に対する出席回数および出席率を表示しております。

ロ. 発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役浅羽登志也氏は、IT企業におけるCTOおよび会社経営者としての豊富な業務経験や高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、独立した客観的な立場から業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役出口恭子氏は、事業法人におけるファイナンス業務に関する豊富な経験および会社経営者としての業務経験と高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、独立した客観的な立場から業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役鎌田淳一氏は、事業法人における経営企画・人事等の企業経営の中核業務に関する豊富な経験および会社経営者としての業務経験と高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、独立した客観的な立場から業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役諸星俊男氏は、海外を含む多くのIT関連企業で企業経営に携わった豊富な業務経験と高い見識に基づき、外部的視点から積極的に意見を述べており、独立した客観的な立場から業務執行の監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・監査役蒲俊郎氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
- ・監査役北川哲雄氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	71百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	89百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等の額については、親会社の連結パッケージ等に基づく監査報酬が含まれております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に収益認識基準に係るアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合に解任いたします。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを企業活動を律する枠組みとして捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の向上」の両面から、制度的枠組みを整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

また、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を構築し、運用状況の確認をしております。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制

- イ. 法令遵守および倫理維持(「コンプライアンス」)を業務遂行上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、全ての役職員に遵守を求める。
- ロ. チーフコンプライアンスオフィサー(委員長)を設置し、社長および役付執行役員等を構成メンバーとするコンプライアンス委員会を「コンプライアンス委員会規程」に基づき随時開催するとともに、その下部実行組織としてコンプライアンス推進部を設置し、コンプライアンス体制の整備と有効性の維持・向上を図る。
- ハ. コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、役職員を対象とするコンプライアンス研修を整備・充実する。
- ニ. コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士および第三者機関へのものも含め社内外に複数設置する。
- ホ. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- ヘ. 法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、定期的に監査を行い会社経営に対する影響の評価分析を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録含む）を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ロ. 取締役および監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループの事業活動に係る様々な損失の危険（「リスク」）の管理とそれらリスクの顕在化を未然に防止する目的で、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、リスク発生時には迅速かつ確かな施策が実施できるように、「リスク管理規程」等を制定し、リスクの種類に応じ所管責任部署を定めている。また、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理体制の構築、維持、向上を図る。
- ロ. 当社グループの各組織の長は、「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を履行し、事業の履行に伴うリスクを管理する。
付与された権限を越える事業を行う場合は「職務権限規程」等に定める稟議申請・報告手続きを行い、許可された当該事業の履行に係るリスクを管理する。
- ハ. 内部監査部は、「内部監査規程」に従い、当社の本部・支社および部・支店ならびに当社子会社において、法令・定款・諸規程に従って適法かつ適正に業務が行われているかどうかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督する。また、取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲内とする。
- ロ. 経営会議を設置し、会社経営全般に関する重要な方針や取締役会付議・報告事項等、経営に関わる重要事項について協議を行う。また、経営会議メンバー相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図る。
- ハ. 執行役員制度：経営における「意思決定ならびに業務執行監督」機能と、「業務執行」機能とを分離することにより、取締役会の機能を強化するとともに業務執行の迅速化を図る。執行役員は取締役会により選任され、取締役会が定める責務を遂行する。

- 二．本部・支社および部・支店を業務執行単位とし、本部長・支社長および部長・支店長に対して「職務権限規程」に基づく一定の権限を付与することで、現場に密着したスピード感のある経営を実践させる。また、本部・支社および部・支店を採算単位とすることで、本部・支社における経営状況の透明性を確保する。
- ホ．稟議申請・報告制度：職務執行については、職務権限および業務分掌等の規程に基づき、権限と責任を明確にした権限の委譲を行い、迅速な職務の執行を確保する。権限を越える事項の実施については、管理部門等の専門分野の見地から審議の上、規程に定められた決裁を受ける。必要に応じて規程および稟議申請・報告手続き等の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
- ⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ．子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業と最も関係が深い事業を担当する本部・支社および部・支店等が所轄責任部署となり、子会社の営業成績・財務情報その他の重要な情報について定期的に報告を求め、子会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持するとともに、「関係会社管理規程」に基づく事項および「内部監査規程」に基づく監査の結果について報告を求める。また、出資者として適切な意思表示を子会社の経営者に対して行う。
- ロ．グループ企業全体としてのコンプライアンス体制構築と運用を行い、必要に応じて外部の法律事務所にアドバイスを受ける体制を整備する。また当社グループの役職員に対し、年一回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- ハ．「関係会社管理規程」において子会社における職務権限、指揮命令系統を定めて、これに準拠した体制を構築させる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が監査役の職務を補助する職員を必要とする場合、代表取締役に対して監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した職員を配置することを要請できるものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- 前号により配置される職員に対する指揮命令権は監査役にあり、取締役からの指揮命令は受けないものとする。また、前号により配置される職員の独立性・実効性を確保するため、当該職員の人事評価や人事異動、懲戒等に関しては、代表取締役が常勤監査役の同意を得た上で決定する。

- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、およびその他の重要な会議に出席することができる。
 - ロ. 監査役は、重要関係書類等の閲覧および当該資料の提出を要求できる。
 - ハ. 監査役は、随時必要に応じ、当社グループの役職員からの報告を受けることができる。
 - ニ. 監査役は、子会社の往査ならびに子会社の監査役との日頃の連携を通して、子会社管理の状況の監査を行う。
 - ホ. 取締役および当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、以下の事態については、監査役会または監査役会が指名する監査役（以下、「特定監査役」）に対して、報告を行う。
 - ・ 会社に著しい損害や重大なコンプライアンス違反が発生した場合および発生のおそれがある場合
 - ・ 特定監査役が報告を求めた事項、その他監査上必要と判断される事項（例、後発事象）
 - ・ 「コンプライアンス報告・相談規程」において、当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に直接通報をすることができる旨を定めるとともに、当該通報したこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- イ. 取締役は、監査役の職責等を明確にした監査役監査基準を熟知し、監査役監査の重要性等を十分認識する。また、監査の環境整備を行う。
 - ロ. 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査部より内部監査の計画および結果について適時報告を受け、効率的な監査に資する。
 - ハ. 監査役は、会計監査人との定期的会合の開催や期末実地監査への立会い等を通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、監査活動の効率化、質的向上に努める。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関する事項

取締役会は、独立社外取締役4名を含む取締役9名で構成され、独立社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は毎月開催し、活発な意見交換・協議を実施することで、法令および定款等に定められた重要事項および当社の経営方針・戦略等の迅速な意思決定を行っております。

② 監査役の職務執行に関する事項

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社各部門、支社・支店および直営キャリアショップへの往査、主要経営幹部に対するヒアリング、国内外の子会社への往査、子会社の代表取締役との意見交換などを行っております。

また、内部監査部門や会計監査人等との情報・意見交換により緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長や独立社外取締役との定期的な意見交換会を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図っております。

③ コンプライアンスに関する事項

当社は、当社グループの法令遵守および倫理維持を業務遂行上の最重要事項の一つとして位置づけ、コンプライアンス委員会を2か月ごとに定期的に開催し、コンプライアンスに関わる諸問題を討議し、コンプライアンス遵守の徹底を図っております。同委員会の討議に基づき、啓発活動の一環として、全役職員およびパートナー代理店社員を対象としたeラーニングによる研修、新入社員向けの研修、各拠点の事情に合わせたコンプライアンス専任者による店舗従業員向けの研修等のコンプライアンス研修を実施し、また、定期的に全社にコンプライアンスに関する啓発活動を行っております。

また、当社が設置した複数の報告・相談ルート of 積極的運用、全社員を対象とするコンプライアンス意識調査、取引先等を対象とするアンケート等によりコンプライアンスリスクの早期発見と対応に努めております。

④ リスク管理に関する事項

リスクを能動的にコントロールし、企業価値を維持・拡大することを目的に「リスク管理規程」を定めており、リスク管理委員会を原則年2回開催しております。

当社グループは、リスクの把握や予防に努めるとともに、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ的確に対応できる体制を構築しております。

⑤ 子会社管理に関する事項

子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づく重要事項については、出資者として適切な意思表示を行っております。

また、営業成績・財務情報についても、所轄責任部署より定期的に報告を受けております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況に鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30%以上を目処として利益還元を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき37.5円にて付議させていただき、年間配当金につきましては、2020年12月の中間配当金1株当たり37.5円をあわせまして、1株当たり75円（前期と同額）となります。

なお、内部留保資金の使途につきましては、既存事業の基盤拡充・強化、人材育成、戦略的投資、新事業等に充当する方針であります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	183,612
現金及び預金	49,401
受取手形及び売掛金	22,487
商品	21,530
貯蔵品	70
未収入金	14,148
差入保証金	73,790
その他	2,254
貸倒引当金	△71
固定資産	50,214
有形固定資産	4,487
建物及び構築物	2,470
機械装置及び運搬具	838
器具及び備品	798
土地	304
リース資産	51
建設仮勘定	23
無形固定資産	23,123
のれん	18,756
ソフトウェア	1,340
その他	3,026
投資その他の資産	22,603
投資有価証券	4,119
繰延税金資産	12,186
退職給付に係る資産	5
敷金	4,800
その他	1,496
貸倒引当金	△4
資産合計	233,826

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	148,474
買掛金	9,689
1年内返済予定の長期借入金	3,751
未払金	19,675
未払法人税等	3,966
賞与引当金	2,926
カード預り金	106,516
その他	1,948
固定負債	21,325
長期借入金	18,373
勤続慰労引当金	201
退職給付に係る負債	318
資産除去債務	1,980
その他	451
負債合計	169,800
(純資産の部)	
株主資本	63,672
資本金	3,154
資本剰余金	5,092
利益剰余金	55,739
自己株式	△312
その他の包括利益累計額	325
その他有価証券評価差額金	311
為替換算調整勘定	14
非支配株主持分	28
純資産合計	64,026
負債純資産合計	233,826

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		450,863
売上原価		380,929
売上総利益		69,934
販売費及び一般管理費		55,883
営業利益		14,050
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	9	
カード返蔵益	5,926	
その他	569	6,508
営業外費用		
支払利息	78	
持分法による投資損失	540	
その他	138	757
経常利益		19,801
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	78	
受取和解金	350	436
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	49	
減損損失	168	
その他	1	230
税金等調整前当期純利益		20,007
法人税、住民税及び事業税	6,199	
法人税等調整額	752	6,952
当期純利益		13,055
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		13,042

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,154	5,177	46,876	△315	54,893
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△4,180		△4,180
親会社株主に帰属する当期純利益			13,042		13,042
自 己 株 式 の 処 分		3		2	6
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)		△89			△89
当連結会計年度変動額合計	－	△85	8,862	2	8,779
当連結会計年度末残高	3,154	5,092	55,739	△312	63,672

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	163	18	182	26	55,102
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△4,180
親会社株主に帰属する当期純利益					13,042
自 己 株 式 の 処 分					6
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	147	△4	142	1	△89
当連結会計年度変動額合計	147	△4	142	1	8,923
当連結会計年度末残高	311	14	325	28	64,026

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	99,093	流動負債	89,063
現金及び預金	43,629	買掛金	9,581
受取手形及び売掛金	22,037	1年内返済予定の長期借入金	3,751
商品	20,650	未払金	12,600
貯蔵品	54	未払法人税等	2,995
前払費用	743	預り金	57,081
未収入金	9,959	賞与引当金	2,501
その他	2,339	その他	552
貸倒引当金	△321	固定負債	21,109
固定資産	70,348	長期借入金	18,373
有形固定資産	3,227	勤続慰労引当金	201
建物	2,241	退職給付引当金	318
構築物	182	資産除去債務	1,829
器具及び備品	499	その他	386
土地	304	負債合計	110,172
建設仮勘定	0	(純資産の部)	
無形固定資産	21,630	株主資本	58,958
のれん	18,128	資本金	3,154
ソフトウェア	856	資本剰余金	5,644
その他	2,645	資本準備金	5,640
投資その他の資産	45,490	その他資本剰余金	3
投資有価証券	2,008	利益剰余金	50,472
関係会社株式	27,238	利益準備金	17
繰延税金資産	10,229	その他利益剰余金	50,454
敷金	4,677	繰越利益剰余金	50,454
その他	1,340	自己株式	△312
貸倒引当金	△4	評価・換算差額等	311
		その他有価証券評価差額金	311
資産合計	169,442	純資産合計	59,269
		負債純資産合計	169,442

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
商品売上高	266,088	
受取手数料	161,108	427,197
売上原価		
商品売上原価	266,723	
支払手数料	96,002	362,725
売上総利益		64,471
販売費及び一般管理費		48,523
営業利益		15,948
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	891	
助成金収入	424	
その他	110	1,435
営業外費用		
支払利息	143	
貸倒引当金繰入額	250	
退職給付制度終了損	48	
その他	11	452
経常利益		16,931
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	78	
抱合せ株式消滅差益	27	114
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	42	
減損損失	159	
関係会社株式評価損	83	
その他	1	297
税引前当期純利益		16,747
法人税、住民税及び事業税	4,909	
法人税等調整額	441	5,350
当期純利益		11,397

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	3,154	5,640	－	5,640	17	43,237	43,254
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△4,180	△4,180
当 期 純 利 益						11,397	11,397
自 己 株 式 の 処 分			3	3			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3	3	－	7,217	7,217
当 期 末 残 高	3,154	5,640	3	5,644	17	50,454	50,472

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△315	51,734	163	163	51,898
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△4,180			△4,180
当 期 純 利 益		11,397			11,397
自 己 株 式 の 処 分	2	6			6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			147	147	147
当 期 変 動 額 合 計	2	7,223	147	147	7,371
当 期 末 残 高	△312	58,958	311	311	59,269

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社ティーガイア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木登樹男	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士直和	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原康二	㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティーガイアの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーガイア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- ・ さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社ティーガイア
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	登樹男	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福士	直和	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	康二	㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーガイアの2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月10日

株 式 会 社 テ ィ ー ガ イ ア	監 査 役 会
常 勤 監 査 役 橋 本	良 ㊟
常 勤 監 査 役 奥 谷	直 也 ㊟
社 外 監 査 役 蒲	俊 郎 ㊟
社 外 監 査 役 北 川	哲 雄 ㊟

以 上

株主優待のご案内

当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式に対する中長期的な投資魅力を高めることを目的として、株主優待制度を実施しております。

当社株式をより多くの株主の皆様継続的に保有していただくため、9月末および3月末時点で100株（1単元）以上を保有されている株主様を対象に、以下のとおり年2回QUOカードを贈呈いたします。

保有期間 保有株式数	9月末日基準日		3月末日基準日		(参考) 年間総額	
	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上	1年未満	1年以上
100株以上 300株未満	1,000円分	2,000円分	1,000円分	1,000円分	2,000円分	3,000円分
300株以上	2,000円分	3,000円分	1,000円分	2,000円分	3,000円分	5,000円分

※1 保有期間1年以上の株主様とは、毎年9月末日および3月末日を基準日として、最新基準日を起点に当該基準日を含む直近3回の基準日における株主名簿に、同一株主番号で3回連続して100株（1単元）以上の保有を記載または記録されている株主様といたします。
直近3回の基準日における保有株式数が1回でも100株（1単元）未満となった場合は保有期間1年以上の株主様には該当いたしません。
基準日における保有株式数が100株未満（1単元未満）となる場合は、その時点で保有期間がリセットされ、その次に100株（1単元）以上の保有が確認された時点を、新たに1回目としてカウントいたします。
また、相続や株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合、過去の保有期間の合算は行いません。

※2 保有株式数は、最新基準日現在の保有株式数にて判定します。
同一株主様で株主番号が複数ある場合、株主番号ごとに対象となる株主様を判定し、保有株式数の合算は行いません。

カードデザインについて

当社は障がい者アートを支援する「パラリンアートオフィシャルパートナー」となり、株主優待のQUOカードデザインに「パラリンアート」作品を使用しております。「パラリンアート」とは、障がい者アーティストと支援者がひとつのチームになり、社会保障費に依存せず、民間企業・個人の継続協力で障がい者支援を継続できる社会貢献事業です。今年は、ティーガイアのキャッチフレーズである「未来を拓く、明日への飛躍」に含まれるキーワード「未来」をタイトルに含む作品を採用いたしました。



作者: ゆき坊
タイトル: くじら〜未来号〜



作者: さとうれな
タイトル: まだ見ぬ未来へ



作者: ゆき坊
タイトル: 〜未来に咲く花〜

株主総会会場ご案内図

会 場

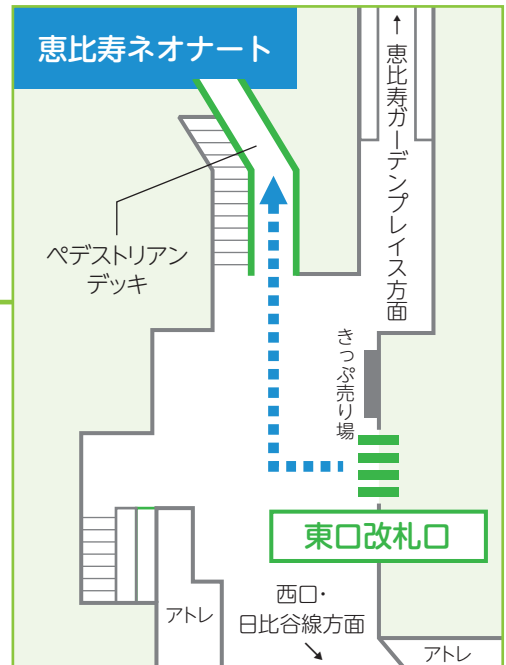
東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

恵比寿ネオナート17階 当社本社会議室

電話番号 (03) 6409-1111

交 通

JR・地下鉄「恵比寿」駅からペDESTリアンデッキにて直結



株主の皆様へのご案内

- ◎新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、当日のご来場をお控えいただき、事前に書面（郵送）またはインターネットで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
- ◎議決権を事前行使のうえ、当日のご来場自粛にご協力いただきました株主様にはQUOカード（500円分）を贈呈いたします。
- ◎株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによる株主様限定のライブ配信を行うとともに、ご視聴画面からのテキストメッセージの投稿を受け付けます。

株主総会終了後の株主懇談会の開催はございません。また、株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

